

◆生命保険の知識と制度

生命保険をご理解いただくための知識・制度等をご説明します。

ご契約の責任開始期

お申し込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることに決定した場合、健康状態などの告知および第1回保険料のお払込みの両方が完了した時から、保険金支払等の保険契約上の保障を開始(責任開始)します。

ご契約申込みの撤回(クーリングオフ制度)

申込者またはご契約者は、保険契約の申込日または「注意喚起情報」の交付日^{*1}のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録^{*2}によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。ただし、当社の指定した医師の診査を受けられた場合や申込者等が法人の場合などは、お申込みの撤回等はできません。

*1 お申し込みの商品や募集代理店によって取扱いが異なる場合があります。

*2 電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として当社ホームページに専用フォームを設置しています。

保険料のお払込み方法(経路)

保険料のお払込み方法には、口座振替扱い、勤務先などにおける団体扱い、クレジットカード扱い等の方法(経路)があります。

告知義務

ご契約者や被保険者には健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。

生命保険は、多数の人々が保険料を出して、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方が無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、当社がおたずねすることをあります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。

故意または重大な過失によって、事実を告知されなかつた場合や、事実と違うことを告知された場合には、ご契約を解除することができます。

※生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお伝えいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

保険金(給付金)などをお支払いできない場合

例えば、次のような場合には、保険金などをお支払いできないことがあります。

●責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合(ただし、責任開始期前の「疾病」を原因とする場合でも、正確かつ十分な告知を行っていたときや、病院の受診歴などが多く発病した認識や自覚がなかったときなどはお支払いします。なお、責任開始期前の「傷害」を原因とする場合は告知の有無にかかわらずお支払いできません。)

●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合など

※詳しくは「ご契約のしおり(一定款)・約款」または「注意喚起情報」をご覧ください。

ご契約の失効

猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は

猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金などのお支払いができなくなりますので、ご注意ください。

なお、お払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、あらかじめ反対のお申し出がない限り、以下の取扱いをします。

(1) 保険料の立替え制度を適用できる場合

解約返戻金額が保険料相当額以上あるときは、当社が自動的に保険料の立替えをします。この場合、立替金には所定の利率で利息がかかります(複利計算)。

(2) ライブワン・Qパック等(主契約が保険ファンド)の場合
主契約の解約返戻金額が保険料相当額以上あるときは、保険料を主契約の積立金(保険ファンド)から自動的に振り替えて払い込みます。

*保険ファンド[01]では「保険料相当額を上回るとき」となります。

ご契約の復活

万一ご契約が失効した場合でも、失効後所定の期間内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます(保険種類によって異なります)。この場合、告知(または診査)と、延滞した保険料(およびその利息)のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。

解約返戻金

お払い込みいただいた保険料は、預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、契約を途中で解約すると、解約返戻金額は、多くの場合、既払込保険料を下回ります。

解約返戻金は、保険の種類・契約時の年齢・性別・経過年数などによって異なりますが、特に契約して短期間で解約すると、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。また、災害・疾病関係特約等には、解約返戻金はありません(一部例外があります)。

なお、ご契約者貸付、保険料の立替え制度をご利用の場合、解約のときにその元利合計額を解約返戻金から差し引かせていただきます。

<ライブワン・Qパック等の主契約(保険ファンド)について>

ご契約後3年未満で解約される場合、積立金額に一定割合(当社所定の控除率)を乗じた金額を差し引くため、主契約の解約返戻金額は積立金額よりも少くなり、既払込保険料を下回ることがあります。

ご契約者貸付

ご契約の解約返戻金の一定範囲内で、必要資金を貸付けいたします。この場合、契約者貸付金には所定の利率(金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することができます)で利息がかかります(複利計算)。

生命保険料控除について

生命保険料控除は税法上の所得控除の1つで、払込保険料の一定額が所得税と住民税の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。

※詳しくは「ご契約のしおり(一定款)・約款」またはホームページをご覧ください。